

2026 年 10 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 キ ャ ン バ ス
代表者名 代表取締役社長 河邊 拓己
(コード番号 : 4575 東証グロース)
問合せ先 取締役最高財務責任者 加登住 眞
IR@canbas.co.jp

第三者割当による第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）、

第 23 回・第 24 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 14 日の当社取締役会決議により決定いたしました、第三者割当による第 22 回新株予約権、第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権（以下、各々を「第 22 回新株予約権」、「第 23 回新株予約権」及び「第 24 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（15,140,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2026 年 10 月 14 日付で公表いたしました「第三者割当による第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 23 回・第 24 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

（参考）

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2026 年 10 月 30 日
(2) 発行新株予約権数	48,000 個 第 22 回新株予約権 20,000 個 第 23 回新株予約権 13,000 個 第 24 回新株予約権 15,000 個
(3) 発行価額	総額 15,140,000 円 (第 22 回新株予約権 1 個当たり 482 円、第 23 回新株予約権 1 個当たり 280 円、 第 24 回新株予約権 1 個当たり 124 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	4,800,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 第 22 回新株予約権 2,000,000 株 第 23 回新株予約権 1,300,000 株 第 24 回新株予約権 1,500,000 株 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のと おり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。

	<p>第 22 回新株予約権に係る下限行使価額は 389 円ですが、下限行使価額においても、第 22 回新株予約権に係る潜在株式数は 2,000,000 株です。</p> <p>また、第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり、当社が当社取締役会において行使価額修正選択決議（以下に定義します。）をした場合には、行使価額修正条項が適用されます。行使価額修正条項が適用された場合、下限行使価額はいずれも 389 円ですが、下限行使価額においても、第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権に係る潜在株式数はそれぞれ 1,300,000 株及び 1,500,000 株です。</p>
(5) 調達資金の額	4,175,640,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額</p> <p>第 22 回新株予約権 778 円</p> <p>第 23 回新株予約権 855 円</p> <p>第 24 回新株予約権 1,010 円</p> <p>第 22 回新株予約権の行使価額は、第 22 回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権については、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社取締役会の決議により、修正日において行使価額の修正が生じることとすることができます（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。当社は、行使価額修正選択決議により行使価額の修正を決定した場合は、その旨を直ちに行使価額修正選択決議を行った第 23 回新株予約権又は第 24 回新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の翌取引日以降、修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当先	株式会社 S B I 証券（以下「割当先」といいます。）
(9) 権利行使期間	2026 年 11 月 2 日～2028 年 11 月 2 日

(10) その他	<p>当社は、割当先との間で、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結いたしました。</p> <p>本第三者割当契約において、以下の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回 ・ 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 ・ 割当先による本新株予約権の取得に係る請求 <p>また、本第三者割当契約の規定により、本新株予約権の譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。</p>
----------	--

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。

以 上